

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
各都道府県警察の長

原議保存期間	10年(令和14年3月31日まで)
有効期間	一種(令和14年3月31日まで)

警察庁丁会発第355号
令和4年3月31日
警察庁長官官房会計課長

警察庁旅費取扱規則の運用指針について(通達)

旅費業務の効率化のため、別添のとおり「警察庁旅費取扱規則の運用指針」を定めたので、本日からの旅行命令等に係る旅費についてはこれにより取り扱われたい。

なお、「警察庁旅費取扱規則の運用指針について」(令和2年3月27日付け警察庁丁会発第353号)は、本日をもって廃止する。

別添

警察庁旅費取扱規則の運用指針

はじめに

「法」は国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）を、「規程」は国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）を、「運用方針」は国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針（昭和27年4月15日付蔵計第922号）をいう。

第2条関係

第2項

日当基準額は、次表の区分ごとに日当基準額の欄に掲げる額である。

区 分		日当基準額
内国旅行	在勤地外にわたる旅行	法別表第1の日当の額
	在勤地内における旅行	第18条第1項によって計算した額
外国旅行	在勤地外にわたる旅行	法別表第2の日当の額
	在勤地内における旅行	第18条第2項によって計算した額

なお、本項は第8条に規定する移動警察用務の旅行及び第19条に規定する部隊出動の旅行にも適用される。

第3条関係

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条各号に規定する俸給表の適用を受けない者の行政職俸給表（一）に相当する職務の級は次のとおりとする。

行政職俸給表（一）	非 常 勤 職 員			地方公務員
	顧 問	特別研究員	そ の 他	
10級 9級			行政職俸給表（一）の適用を受ける者との権衡を考慮して旅行命令権者が相当と認める職務の級 ただし、その者を内閣総理大臣等又は指定職の職務に相当すると認めようとする場合は財務大臣に協議して定めるものとする。	部長又はこれに相当する職にある者
8級 7級	警察大学校又は科学警察研究所に置かれている顧問			
6級				
5級 4級		科学警察研究所に置かれている特別研究員		警視（部長又はこれに相当する職にある者を除く）又はこれに相当する職にある者

3級			警部若しくは相当困難な業務を分掌する係の長又はこれに相当する職にある者
2級			警部補（相当困難な業務を分掌する係の長を除く。）又はこれに相当する職にある者
1級			巡査部長若しくは巡査又はこれに相当する職にある者

第2項

法第34条第1項第1号イ括弧書の規定により財務大臣に協議して定める「特定指定職在職者」として、警察庁次長及び警視總監を定める規定である。

したがって、警察庁長官（以下「長官」という。）、警察庁次長及び警視總監が運賃の等級を三以上の階級に区分する航空路による外国旅行を行う場合は、最上級の運賃を支給する。

第4条関係

第2項

- 1 旅行命令等の権限の再委任の規定であって、再委任できる職員の指定及び旅行者の範囲については、警察庁及び都道府県警察において部局長訓令等により定めるものとする。
- 2 警衛、警護あるいは国会議員の選挙取締等の場合、その事務を主管する課以外の課員にその用務のための旅行を委ねるような場合であっても、当該事務を主管する課の旅行命令権者が他の課の職員に旅行依頼することなく、その職員の所属する旅行命令権者が旅行命令を発するものとする。

第3項

旅行命令等の権限を再委任した場合又はその委任を解いた場合における長官への報告についての規定である。部局長は、運用方針第4条関係第1項第4号に基づき支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。）・官署支出官・出納官吏（以下「官署支出官等」という。）に通知するとともに、この規定により長官に報告するものとする。

なお、この規定による報告は、別記様式（公印省略）により行うこと。

第4項

旅行命令権者に事故がある場合、代理者を官職指定により定め、その職務を処理させるための規定である。「事故のため」とは、病気又は長期にわたる出張等のため、その執行すべき旅行命令等の発令に関する事務の執行ができない場合をいい、具体的には、

- 1 官職指定による官職にある者が欠けた場合
 - 2 海外出張、休暇又は欠勤その他特別な事由により、長期間その職務を行うことができない場合
 - 3 休職又は停職を命ぜられた場合
- である。

したがって、短時日空席にするからといって当然に代理者がその権限を行使すべきものではなく、旅費の支出に支障を来さない場合においては、可能な限り旅行命令権者に連絡してその命令によることとする。

なお、代理者を命じたときは、その官職氏名を官署支出官等に書面をもって通知するものとする。

第6条関係

- 1 「旅行者」とは、第2条第1号に規定する職員だけでなく、旅行命令等を受けた者全てを指すものである。
- 2 「当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出官等」という。）」とは、旅行命令等により旅費の支出の決定若しくは支払いをする官署支出官又は出納官吏をいう。
- 3 「当該旅行について支給される旅費額」とは、当該旅行について第1条に規定する「国庫が支弁する警察庁及び都道府県警察に要する旅費」として支給される旅費の額をいう。
- 4 「支給を受ける旅費に相当する部分の旅費額」とは、法第6条に規定する旅費の種類に相当する旅費の額をいう。例えば、片道の鉄道賃を他から支給される場合において、その額が国から支給を受けるべき当該片道の鉄道賃の額に満たない場合であっても、それらの片道の鉄道賃の差額は支給しないものとする。すなわち、旅費の種類ごとに分けて他から支給を受ける旅費の種類部分を控除して支給するものとする。

第6条の2関係

規程第7条第4項の規定に基づき、旅行者が支出官等に対して、電磁的記録により作成された旅費請求書等の提出方法を定めたものである。これにより、旅行者（事務担当者を含む。）と支出官等がそれぞれ使用する電子計算機が電気通信回線で接続された電子情報処理組織を使用した場合において、電磁的方法による提出が可能となる。

第7条関係

第1項

「証人、鑑定人、参考人、通訳」は例示であって、「その他これらに類する者」には、警察庁又は都道府県警察の依頼又は要求に応じて、公務の遂行を補助するために旅行する者の全てを含む。

なお、本項ただし書の規定により、内閣総理大臣等又は指定職の職務にある職員の例に準じて計算した額を支給しようとする場合は、運用方針第15条関係の規定により財務大臣への協議が必要であるので、長官を経て内閣総理大臣に申請するものとする。

第2項

一般民間人を表彰するために呼び寄せる場合の旅費等、法第3条第5項の規定により支給する旅費についての規定である。

なお、本項の場合において二級以上に格付けしようとするときは、法第46条第2項の規定に基づく財務大臣への協議が必要であるので、長官を経て内閣総理大臣にその旨を申請するものとする。

第8条関係

- 1 「移動警察用務」とは、移動警察規則（昭和29年国家公安委員会規則第17号）第2条に規定する警察活動をいう。
- 2 「固定の宿泊施設」とは、旅館、ホテル、寮、一般の家屋等移動しない宿泊施設をいう。したがって、車中で宿泊し又は徹宵で陸路を旅行した場合には、固定の宿泊施設に宿泊したことにはならない。

第9条関係

鉄道賃等の定義には、航空賃が含まれるものであるが、第9条の2関係に掲げる場

合以外、航空機を利用することは限定的であることから、鉄道賃等と規定されていても事実上航空賃が対象外となる場合がある。

第1号

「公用の車両、船舶若しくは航空機」には、旅行者が鉄道賃等を支払うことを要しない車両、船舶及び航空機の全てを含むものであり、これを利用し又は乗車券の交付を受ける等により無料で交通機関を利用して旅行する場合には、これによって旅行し得る区間の鉄道賃等は支給しない。

第2号

国家公務員として新たに採用された職員が、新任者としての教育訓練を受けるため、居住地から直接警察学校へ入校する場合あるいは入校後において採用を取り消された者又は教育訓練中に傷病等により退職若しくは一時帰休を命ぜられた者が、当該警察学校から直接居住地へ帰る場合に旅費を支給するものであり、懲戒等の処分を受けて免職された者又は自己便宜によって退職する者には支給しない。

第3号

陸路旅行については、法第19条第1項本文の規定により、原則としてその路程に応じた車賃を支給するが、バス、軌道、ケーブルカー等の交通機関を利用することが通常の方法又は通常の見路となっている場合で、これらの交通機関の運賃の実費額が同項本文の車賃の額を超える場合には、当該実費額を車賃として支給することとする規定である。

なお、この場合は実費額を証明する書類が必要であるが、当該運賃の額が時刻表に掲載され、又は公示される等一般に周知されている場合には当該書類は必要としない。

第4号

1 警察職員が警衛若しくは警護の用務で旅行する場合又は犯罪の捜査、被疑者の逮捕等のため緊急に旅行する場合で、旅行命令権者が、法に定める国内旅行における鉄道賃若しくは船賃又は外国旅行における鉄道賃、船賃若しくは航空賃によることが公務上重大な支障を来すおそれがあると認めた場合は、現に要した鉄道賃、船賃又は航空賃の額を支給することができることとする規定である。

なお、運賃の等級を三以上の階級に区分する航空路による外国旅行を行う場合に、最上級の運賃を支給することができるのは、警衛又は警護の用務で旅行する場合に限られる。したがって、犯罪の捜査、被疑者の逮捕等の用務で緊急に旅行する場合で、最上級の運賃を支給する必要がある場合は、財務大臣への協議が必要であるので、長官を経て内閣総理大臣に申請するものとする。

2 「犯罪の捜査、被疑者の逮捕等のため緊急に旅行する場合」の「犯罪の捜査、被疑者の逮捕」は例示であって、警衛又は警護以外の警察活動のために緊急に旅行する場合は、全てここに含まれる。

第6号

国際会議等への出席を用務とする出張又は赴任のための外国旅行において、東京駅と成田空港駅間等の特別急行列車について、次の考え方の下、旅行命令権者がこれを利用して旅行する必要があると認めるときは、特別急行料金を支給することができることとする規定である。

1 対象区間

(1) 東京駅（在勤地内発着駅（品川駅、渋谷駅、新宿駅及び池袋駅）を含む。）と成田空港駅又は空港第2ビル駅の区間

(2) 京成上野駅（在勤地内発着駅（日暮里駅）を含む。）と成田空港駅又は空港第2ビル駅の区間

2 対象列車

(1) 特別急行 成田エクスプレス

(2) 特別急行 京成シティライナー（モーニングライナー及びイブニングライナーを含む。）

(3) 特別急行 京成スカイライナー

3 支給要件

次のいずれかの要件を満たし特別急行列車を利用して旅行する必要があると旅行命令権者が認めるときは、特別急行料金を支給することができる。

(1) 限られた日程のなかで効率的に職務を遂行するため、移動時間を利用して、議題の事前検討又は報告の打合せ等を行う必要があるもの。

(2) 航空機による長時間の移動への配慮又は相当量の携行品の確実な保管・管理を行う必要があるもの。

第9条の2関係

旅行命令権者が公務の内容等を勘案し、航空機を利用することが最も経済的な通常の経路及び方法であると認める場合には、これを支給することができることとする規定である。

なお、旅客取扱施設利用料等が徴される場合には、航空賃として実費額を支給する。

また、航空機を利用した場合には、規程別表第3により、搭乗したことが明らかになる航空券の半券又は搭乗証明書及び領収書等支払いを証明する書類を、支給規程別表第2（第8号様式）に規定する旅費精算請求書に添付するものとする。

第10条、第10条の2関係

1 「日当」とは、目的地内を巡回する場合の交通費（以下「交通費相当分」という。）及び諸雑費（旅行中の昼食に要する費用（以下「昼食費相当分」という。))を賄う旅費である。

2 「法第28条第1項に規定する旅行」とは、内国旅行において、1日の行程が在勤地以外の同一地域内旅行のみの旅行をいう（例えば、2泊3日の中日に目的地と同一市町村内を巡回する旅行や在勤地以外に所在する旅行者の自宅から直接、自宅が所在する同一市町村内を巡回し、自宅に帰った場合の日帰り旅行）。

3 「法第28条第1項第1号の規定により旅費を支給する旅行」とは、在勤地以外の同一地域内旅行において、1日の行程が、鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上（以下「鉄道100キロメートル以上等」という。）の旅行の場合に、法の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃を別途支給する場合の旅行をいう。

4 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして計算をする。

5 日当の標準的取扱い

(1) 交通費相当分

日当のおおむね半額を充てることとされている目的地内を巡回する場合の交通費について、内国旅行においては、鉄道賃等を実費支給し、交通費相当分の日当は支給しないこととする。ただし、在勤地内旅行又は在勤地以外の同一地域内旅行（鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満（以下「鉄道100キロメートル未満等」という。）の場合に限る。）においては、法の規定上、原則として鉄道賃等は支給されず、旅行に必要な交通費相当分は日当で支弁される。そのため、旅費請求書上も「日当」欄で整理すべきこととなるが、事務の簡素化・合理化の観点から、「鉄道賃」欄、「車賃」欄等にて整理するものとする。

また、在勤地内旅行又は在勤地以外の同一地域内旅行（法第28条第1項第1号の規定により旅費を支給する旅行を除く。）において、鉄道等実費額が日当基準額の2分の1に相当する額を超える場合には、法第27条第3号又は法第28条第1

項第2号の規定により、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃が支給される。

(2) 昼食費相当分

日当のおおむね半額を充てることとされている昼食費相当分について、内国旅行においては、距離に応じ次のとおり取り扱うものとする。

なお、距離については旅行中の全行程とする。

ア 鉄道100キロメートル以上等の旅行（公用の車両、船舶又は航空機のみを利用する旅行を除く。）については、出発及び帰着の時刻の確認を行うことなく、昼食費相当分の日当を支給することとする。ただし、下記6（(1)を除く。）に掲げる場合には、昼食費相当分の日当を支給しないこととする。

イ 鉄道100キロメートル未満等の宿泊旅行（公用の車両、船舶又は航空機のみを利用する旅行を除く。）の中日については、出発及び帰着の時刻の確認を行うことなく、昼食費相当分の日当を支給することとする。ただし、下記6（(1)を除く。）に掲げる場合には、昼食費相当分の日当を支給しないこととする。

6 「昼食に係る費用の支給を要しないと旅行命令権者が認める場合」とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 次のいずれかに該当する旅行（宿泊旅行の場合の中日を除く。）において、午前中に帰着する旅行、午後に出発する旅行等昼食時間帯（おおむね午後0時から1時までの間をいう。以下同じ。）に旅行しない場合（在勤官署を午後1時に出発すれば用務を遂行できる旅行において、在勤官署を離れて昼食を摂るなどしたため昼食時間帯に旅行した場合又は、在勤官署に午後0時に帰着できる旅行において、在勤官署に帰着する前に昼食を摂るなどしたため昼食時間帯に旅行した場合を含む。）

ア 公用の車両、船舶又は航空機のみを利用する宿泊旅行

イ 公用の車両、船舶又は航空機のみを利用する行程が100キロメートル以上の日帰り旅行

ウ 全行程が鉄道100キロメートル未満等（公用の車両、船舶又は航空機のみを利用する旅行を除く。）の宿泊旅行

エ 外国旅行

(2) 出発日又は帰着日において、移動のみである場合（内国旅行に限る。）

(3) 船賃又は航空賃に昼食費相当分が含まれている場合

(4) 会議出席のための旅行において昼食が用意されている場合（当該昼食が有料である場合を除く。）

(5) その他これらに準ずる場合

7 「目的地内において、鉄道等の利用に費用を要しない旅行」とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 目的地内において公用の車両、船舶又は航空機を利用した場合

(2) 乗車券の交付を受け、無料で交通機関を利用した場合

(3) 旅費以外の経費で鉄道賃等を支払った場合

(4) 目的地内において交通機関を利用して移動しなかった場合

(5) その他これらに準ずる場合

第10条関係（個別）

本条は、日当の原則的な減額調整の類型を規定している。

第1項

本項は、内国旅行のうち、在勤地内の宿泊旅行又は、在勤地以外の同一地域内の宿泊旅行において、昼食費相当分と交通費相当分の支給を要する場合であって、交通費相当分の日当を減額調整するための規定である。

第2項

- 1 本項は、内国旅行のうち、在勤地内の宿泊旅行若しくは在勤地以外の同一地域内の宿泊旅行又は外国旅行において、昼食費相当分の支給を要せず、交通費相当分の支給を要する場合であって、昼食費相当分の日当を減額調整するための規定である。
- 2 括弧書きは、内国旅行にあつては、日当基準額の2分の1の範囲内で鉄道等実費額に相当する額を日当として支給するための規定である。

第3項

本項は、昼食費相当分の支給を要し、交通費相当分の支給を要しない場合であつて、交通費相当分の日当を減額調整するための規定である。

第4項

本項は、昼食費相当分及び交通費相当分の支給を要しない場合であつて、日当全額を減額し、日当を支給しないための規定である。

第10条の2 関係（個別）

- 1 本条は、日帰り旅行であつて、例外的に日当を支給しない旅行の種類について規定している。
- 2 ただし書は、在勤地以外の同一地域内旅行にあつて鉄道100キロメートル未満等の日帰り旅行又は在勤地内の日帰り旅行にあつては、日当基準額の2分の1の範囲内で鉄道等実費額に相当する額を日当として支給するための規定である。

第1号

自動車の運転又は船舶若しくは航空機の運航の用務に専従することを命ぜられて勤務している職員（以下「自動車運転等専従員」という。）に適用される規定であり、その他の職員が臨時に運転又は運航の用務に従事する場合は、適用されない。また、自動車運転等専従員が旅行中に上記用務以外の用務に従事する場合も、適用されない。

第11条 関係

第1号

- 1 本号は、旅行者の実家又は旅行者の親族若しくは知人の住宅に宿泊したことにより宿泊に係る料金を要しない場合に宿泊料全額を減額調整する規定である。
- 2 「その他宿泊料の支給を要しない」とは、例えば親族又は知人が所有する旅館等の住宅以外の施設に無料で宿泊し、宿泊料金を要しなかった場合が挙げられる。
- 3 本号に該当する場合において、現に宿泊先までの鉄道賃等を要するときは、当日の最終用務先等から翌日以降の最初の用務先等の鉄道賃等に日当基準額（2日分の交通費相当分）を加えた額を上限として、当日の最終用務先等から宿泊先までの間及び翌日以降の宿泊先から最初の用務先等までの間の鉄道賃等を支給するものとする。

なお、当日の最終用務先等と翌日以降の最初の用務先等が同一の場合には、日当基準額を上限として、用務先等と宿泊先との間の往復の鉄道賃等を支給するものとする。

また、前泊の場合には、在勤地、居住地又は滞在地を最終用務先とみなし、後泊の場合には、在勤地、居住地又は滞在地を翌日以降の最初の用務先とみなして計算するものとする。

第2号

- 1 「公用の施設」とは、庁舎、警察学校の施設、小学校等の学校施設又は借り上げて使用する施設等で、食費、寝具及び洗濯料等の雑費のほかは、宿泊のための料金を要しない施設をいう。したがって、共済組合等が、厚生施設として経営している宿泊施設はこれに含まれない。
- 2 「食事を提供する」とは、その施設において炊さんして提供するという意味であつて、外部から取り寄せることは含まれない。

第3号

- 1 旅行先において徹宵勤務した場合の規定である。「翌日にわたり引き続き5時間以上」とは、午前0時を境として両日にわたり5時間以上勤務した場合をいう。
- 2 内国旅行においては、法別表第1の備考により乙地方に宿泊したものとみなすこととなる。

第4号

「現に要した額の範囲内で旅行命令権者が必要と認めた額」とは、支払った宿泊料金を無条件に認めるということではなく、旅行命令権者が、当該宿泊料金のうち、必要最低限の額として認めた額をいう。

これを取り扱う場合には、概算で旅費を支給する際にあらかじめ見積書等を徴収しておくことが必要であるが、宿泊料金が不明の場合には、当該旅行について支給される宿泊料定額等（第11条第3号に規定する「宿泊料定額等」をいう。以下同じ。）又は、旅行行程や日程表等から宿泊が予定される施設の予測される宿泊料金を支給し、旅行終了後に過不足額を精算すること。

なお、実費額を証明する書類としては、その宿泊施設の発行する領収書（ただし、車中泊の場合で寝台を利用したことにより法別表第1の宿泊料定額を超えて宿泊料を支給する場合は、部局長の証明書）とし、できる限り内訳の明記されているものとする。

第5号

本号は、現下の訪日外国人観光客の増加等により、特定の地域・期間の内国旅行において、一時的な宿泊料の値上りにより宿泊料定額内で宿泊できない場合で、次のとおり、公務上支障のない範囲において検索した結果、宿泊料定額内では宿泊できない場合には、当分の間、宿泊料定額を超過して「現に支払った宿泊料の額」を上限として、旅行命令権者が適当と認める額については、増額して支給することができることとする規定である。

1 検索対象範囲

- (1) 鉄道、公用車等を利用する場合は用務地から15キロメートルの圏内
- (2) バスを利用する場合は用務地から5キロメートルの圏内

当該範囲内において、所要時間が30分を超える宿泊施設が検索された場合には、選択の対象から除外することができることとする。

例外として、用務地周辺において、鉄道、バス等の移動手段が全くない場合に限り、徒歩として1キロメートルの圏内とする。

また、交通網の発達している特別区及び政令指定都市においては、市内（特別区の場合は特別区全域）を一括検索することができることとする。

2 検索方法

宿泊料定額内で宿泊することを念頭に複数の宿泊施設検索サイトから検索する。

なお、メタサーチサイト又は他社商品も含めて検索対象範囲の宿泊施設を提供できる旅行代理店の利用により検索した場合は、複数の宿泊施設を検索したものとみなすこととする。

3 宿泊施設の選定

検索結果のうち、宿泊料が最も安価な宿泊施設及び料金体系（1泊2食付プラン及び素泊まりプラン等のいわゆる宿泊プラン）を選択することとする。ただし、宿泊料について、最も安価な宿泊施設及び料金体系の宿泊料を上回った場合でも、交通費を含めた合計額がより安価になるときは、当該宿泊施設及び料金体系を利用することができることとする。

なお、安価なときであっても、ウィークリーマンションを除く簡易宿所（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項の規定に該当するベッドハウス、山

小屋、スキー小屋、ユースホステル、カプセルホテル等の施設)のようにセキュリティ面が十分でないと判断される宿泊施設又は宿泊に係る条件を付しており、宿泊することができない料金体系は、選択の対象から除外することができることとする。

4 その他

(1) 延泊

宿泊料定額内又は本号により選択した宿泊施設に延泊する必要が生じた場合は、宿泊料定額を超過することになっても、引き続き、その宿泊施設に延泊することができることとし、「現に支払った宿泊料の額」を上限として旅行命令権者が適当と認める額については、増額して支給することができることとする。

(2) 華美な宿泊施設の制限

従前の出張時に利用していたケースから著しく乖離するような宿泊施設を利用する場合には、その必要性について十分検討することとする。

(3) 宿泊料の通算

2泊以上の一の旅行において、宿泊料の総額が不足する場合には、本号を適用することになる。

第6号

「同行する者1名に限り」とは、国家公安委員会委員長、国家公安委員会委員又は指定職の者（以下「指定職以上の者」という。）1名につき同行する者1名に限るという意味である。

第7号

本号は、天皇又は皇族が御臨席される催しに指定職以上の者が出席する際、主催者側の指定により宿泊する場合で、指定職以上の者が宿泊料定額内で宿泊できない場合に、宿泊料定額を超過して「現に支払った宿泊料の額」を上限として、旅行命令権者が適当と認める額については、内国旅行に限り増額して支給することができることとする規定である。

なお、指定職の者が、警衛又は警護の用務で旅行する場合には、第11条第4号の規定を適用することになる。

第8号

1 「国際会議等」には、海外の治安機関の代表との会談等を含む。

2 「現に要した額の範囲内で旅行命令権者が認めた額」とは、支払った宿泊料金を無条件に認めるということではなく、旅行命令権者が、当該宿泊料金のうち、必要最低限の額として認めた額をいう。

したがって、「同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務上支障を来す場合」又は「外国政府等より宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難な場合」であっても、当該宿泊施設において、宿泊料定額等の範囲内で支払える宿泊料金の設定がされている場合には、宿泊料の調整を行わない場合があるということである。また、調整する場合でも、設定されている宿泊料金を勘案しながら調整することとなるので、現に要した額全額を支給しない場合もある。

また、これを取り扱う場合には、概算で旅費を支給する際に、あらかじめ見積書等を徴収しておくことが必要であるが、宿泊料が不明の場合には、当該旅行について支給される宿泊料定額等又は、旅行行程や日程表等から宿泊が予定される施設の予測される宿泊料を支給し、旅行終了後の精算で過不足額を精算すること。

なお、実費額を証明する書類としては、その宿泊施設の発行する領収書（ただし、車中泊の場合で寝台を利用したことにより法別表第1の宿泊料定額を超えて宿泊料を支給するときは、部局長の証明書）とし、できる限り内訳の明記されているものとする。

第12条関係

移転料の額は、新旧両在勤地間の路程により計算されるが、実際の移転の路程が、新旧両在勤地間の路程を超える場合には、その超える部分の路程の移転料は支給しない。一方、実際の移転の路程が、新旧両在勤地間の路程に満たない場合は、実際の移転の路程により移転料を支給するものとする。

第13条関係

第1号

「直ちに」とは、新在勤地に到着した日という意味であり、「国設宿舍」には、国家公務員宿舍のほか、公舎及びこれに類するものすべてを含む。「自宅等」には、借家、借間、親戚及び知人宅等を含む。

なお、国設宿舍及び自宅等（以下「国設宿舍等」という。）を直ちに利用できる状態にあるにもかかわらず、故意にこれを利用しないで着後手当の調整を免れることはできない。

また、国設宿舍等を直ちに利用できなかったため、着後手当の調整をしなかった場合には、国設宿舍等を利用できなかった具体的事由を記載した旅行命令権者の証明書に、旅館等の領収書を添えて請求するものとする。

第2号

近距離の赴任の場合における料数による減額調整の規定であるが、この場合においても第1号の規定に該当すれば当然第1号の規定が適用される。

第14条関係

1 旅行中に傷病のため法令に基づく給付又は補償を受けて医療施設等で療養した場合には、日当及び宿泊料を減額調整して支給する規定である。

2 旅行中の傷病による滞在日数は、当該傷病が純然たる私事によるものでない限り、天災その他やむを得ない事情により要した日数として、旅行のため現に要した日数とすることは差し支えないが、当初の旅行命令期間を超えることはできない。したがって、当初の旅行命令期間を超えて療養した場合には、その超えた期間についての日当及び宿泊料は支給できないが、他の法令に基づく帰住旅費に相当する給付又は補償がない場合には、帰住旅費を支給することは差し支えない。

なお、傷病等の都合により転地した場合、公務上の傷病については、転地先からの帰住旅費を支給することとなり、私傷病については、当初の旅行命令上の用務地までの往路の旅費の範囲内において、療養地からの旅費を支給するものとする。

3 「医療施設等を利用して療養した」とは、病院又は療養所等において療養した場合をいい、旅館等において療養することは含まない。

4 「法令」とは、公務上の傷病の場合は、公務災害補償に関する法令、私傷病の場合は、共済組合に関する法令等の関係法令をいう。

5 日額旅費の支給を受ける旅行の場合は、この規定は適用しない。

第15条関係

第1項

1 警察学校において新任者として教育訓練中の職員が、交番勤務等の実務修習のため警察署等へ継続的に旅行する場合の旅費については、本条を適用する。

2 第4号に規定する旅費は、公務上の必要により宿泊を要する場合に支給する日額旅費であり、第1号から第3号までに規定する旅費との併給はできない。

3 第4号ニの規定は、当該旅行の全期間の日数を段階的に区分して逡次に減額するものであり、30日以上旅行する場合には、29日を超えるまでは30日未満、30日から59日を超えるまでは30日以上60日未満の日額旅費を支給するものである。

4 第4号の規定による旅行の終了の日にあつては、宿泊を要しないこととなるので、当該日の旅費は、第1号から第3号までに規定する旅行の区分に応じて日額旅費を支給する。この場合、勤務官署へ帰るための旅行についてのその日の日当は支給しない。

5 第4号イ及びロに規定する「公用の宿泊施設」とは、国又は地方公共団体（以下「国等」という。）が所有し又は借用している施設で、国等の管理の下に国等の職員又は国等以外の職員に宿泊の用に供するためのものをいい、「その他これに準ずる宿泊施設」とは、

- (1) 国等の各共済組合が運営する宿泊施設
- (2) 現場監督員詰所、飯場及びその他これらに類する施設
- (3) 国等及びそれらの関係機関等が運営する宿泊施設（国民宿舎、ユースホステルを含む。）

をいう。

また、「宿泊料」とは、室料金、寝具使用料等当該宿泊施設を使用するために支払うべき対価をいう。

6 第4号ハに規定する「下宿」とは、旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業の用に供する施設をいい、「その他これに準ずる宿泊施設」とは、親戚及び知人宅に宿泊する場合をいう。

第2項

1 第2号は、第1項第4号の規定が宿泊を必要とする旅行に対する日額旅費であり、第1号から第3号までに規定する日額旅費と旅費の構成が異なっているため、鉄道賃等を加給する場合には、宿泊を要しない場合の旅行に置き換え、旅行行程又は時間により区分した第1項第1号から第3号までの各号の区分に当てはめ、その該当する号に規定する日額旅費の額の2分の1に相当する額を基準に計算することとなる。

2 本項に規定する「鉄道等実費額」とは、一級の職務の級にある者について定められた鉄道賃、船賃又は車賃の額をいう。

第3項

本項は、鉄道等実費額を要しない場合の減額規定である。

第4項

「天災その他やむを得ない事情」とは、例えば、災害による交通事故又は交通機関の途絶等やむを得ない事情により宿泊しなければならなかった場合をいい、公務上の必要により宿泊する場合は、第1項第4号の規定を適用する。

第16条関係

第1項

1 研修又は講習等が開始される日から終了する日までは、この規定により日額旅費を支給する。したがって、開始される日より前又は終了した日より後に学校、研修所又は講習所等（以下「学校等」という。）に在留していても、その間の旅行は、この日額旅費の支給の対象とはならない。

2 研修又は講習等が開始される日に、学校等へ入るための旅行をする場合又は終了した日に学校等から勤務官署へ帰るための旅行をする場合には、この規定による日額旅費を支給し、往復の旅行の日当は支給しない。

3 第1号から第3号までに規定する日額旅費は、学生を命ぜられた期間中、土曜日、日曜日、休日等（12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）であっても、他の旅行により旅費の支給を受ける場合を除き、当該各号に定められた日額旅費を支給するものとする。

なお、傷病のために学校等の施設を離れて入院加療した場合であっても第14条の規定を適用せず、この規定により日額旅費を支給するものとする。

第1号

イからホまでの区分によるそれぞれの「相当する職務」は、次のとおりである。

	国家公務員	地方公務員
--	-------	-------

区 分	行政職俸給表(一) による職務の級	その他の俸給表による 職務の級	一般職員
	警視正又は警 視に相当する 職務	4級以上	警察庁旅費取扱規則別 表に定める行政職俸給 表(一)の各級に相当 する職務の級による。
警部に相当す る職務	3級	課長補佐又は これに相当す る職務	
警部補に相当 する職務	2級	係長又はこれ に相当する職 務	
巡査部長に相 当する職務	1級の25号俸以上	主任又はこれ に相当する職 務	
巡査に相当す る職務	1級の24号俸以下	その他の職務	

第2号

「教育委託学生」とは、警察庁と教育機関との間において委託契約を締結し、当該機関の学生として教育を受ける職員をいう。

第3号

- 1 研修又は講習とは、警察教養規則（平成12年国家公安委員会規則第3号）及び警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号。以下「教養細則」という。）の規定により実施される職場教養をいう。これらの研修又は講習を行う場合は、原則として警察学校の施設を利用することとし、やむを得ない事情がある場合に限り、本号イ(2)又は(3)に規定する施設を利用することができる。
- 2 本号イ(1)に規定する「警察学校の施設」とは、教養細則第2条に定める「警察学校」であり、国が所有し若しくは借用し、又は当該施設を国が管理しているなど、学校教養を行うために現に使用している施設の全てをいう。
- 3 本号イ(2)に規定する「国が主として職員の研修等に伴う宿泊の用に供している施設」とは、国が所有し又は借用している施設で国の管理の下に、主として国の職員（場合によっては国以外の職員）の研修等に伴う宿泊の用に供している施設をいう。

なお、本号イ(2)において「警察学校の施設以外の施設」としたのは、警察学校が整備され、学校教養のみならず研修又は講習であっても、警察学校の施設の利用が原則であるところから、本号イ(1)の規定により警察学校の施設を特に定め、本号イ(2)で規定する施設から警察学校の施設を除いたことによるものである。

- 4 本号イ(3)に規定する「(1)及び(2)以外の施設」とは、第15条関係第1項5(1)及び(3)の施設をいう。
- 5 「宿泊料」とは、第15条関係第1項5に同じであり、「下宿その他これに準ずる宿泊施設」とは、第15条関係第1項6に同じである。

第4号

警察学校の学生を命ぜられた職員、教育委託学生を命ぜられた職員又は研修生若しくは講習生を命ぜられた職員は、いずれもそれぞれの施設に入寮することが原則であるが、警察学校等の施設を利用できないやむを得ない事情がある場合に

は、在勤官署（自宅等を含む。）から通学することとなるので、その場合に支給する旅費についての規定である。

この通学形態は、警察における研修、講習、訓練等（以下「研修等」という。）のための旅行形態の中では例外的なものである。警察法施行令（昭和29年政令第151号）第2条第2号では、「旅費（往復旅費を除く。）」と規定されているが、本号で規定する日額旅費は、同令第2条第2号で規定する往復旅費ではなく、研修等が開始される日から終了する日までの旅費を、この規定による日額旅費として取り扱うものである。

なお、土曜日、日曜日、休日、休暇等で通学しない日については、本号で規定する日額旅費を支給しない。

第5号

第4号の規定により通学する場合の鉄道賃等の加給規定である。

なお、「鉄道等実費額」とは、第15条関係第2項2と同じである。

第6号

本号は、第3号イ(3)に規定する施設の宿泊料金が、当該規定で定める日額旅費のうち、宿泊料相当額を超える場合の規定である。本号の規定中の「3,180円を超えるとき」の3,180円とは、宿泊する場合の日額旅費が、日当相当額と宿泊料相当額から構成されていることから、第3号イ(3)に規定する宿泊する場合の日額旅費の額から、第4号ロに規定する日額旅費の額を日当相当額とみなして控除し、宿泊料相当額を算出し、この額を基に加給額を計算する。

なお、本号は、国等の各共済組合が運営する宿泊施設を利用して宿泊する場合に限り、適用する。

第2項

「天災その他やむを得ない事情」とは、第15条関係第4項と同じである。

第3項

- 1 教育訓練の一環として行う実務修習及び警備訓練のために団体として旅行する場合の規定である。

なお、引率する職員については、この規定は適用せず、当該職員の職務の級に応じて、日額旅費以外の旅費（以下「普通旅費」という。）を支給するものとする。

- 2 鉄道等による旅行に代えてバス、トラック等を借り上げて使用する場合は、これに要する借上料相当額を支給することができるが、この場合の借上料相当額は、鉄道等、通常の経路及び方法を利用した場合の運賃の額を超えることはできない。

なお、借上料相当額を支給する場合には、実費額を証明する書類が必要である。

第17条関係

日額旅費の支給を受ける職員が、実務修習又は部隊出動等により日額旅費の支給の対象とならない用務の旅行をした場合には、日額旅費の支給に代えて、出発した日から帰着した日の前日までの間、普通旅費を支給する規定である。

なお、当該旅行が日帰りの旅行である場合には、普通旅費の日当は支給せず、日額旅費を支給するものとする。

また、初任科生として教育訓練中の者については、日額旅費の支給を受けていないので、実務修習又は部隊出動等の旅行期間中、普通旅費を支給するものとする。

第18条関係

第1項

法第27条第1号の規定に基づき、在勤地内旅行の日当の額を定める規定である。

第19条関係

第1項

- 1 「部隊出動」とは、部隊編成をして指揮者の指揮命令の下に、ほぼ同一地域に

において同一の用務のため、部隊として行動することをいう。

2 「警備実施、警衛、警護、犯罪捜査」は例示であり、「等」の中には、警衛及び警護の予行演習、警備訓練（第16条第3項の規定により旅費を支給する警備訓練を除く。）並びにこれらに類するものが含まれる。

3 第16条第1項の規定により日額旅費の支給を受けている職員が、警備実施等のための用務で旅行しても、日帰りの場合には、当該旅行についての日当を支給せず、日額旅費を支給するものとする。

なお、このような用務、形態の旅行が、長期間にわたって行われる場合は、警察教養に関係のない用務のために、長期にわたり日額旅費を支給することとなるので、この場合には、その期間中、教養を中止する等の旅行命令上の措置をとり、新たに警備実施等の用務のための旅行を命じ、部隊出動の旅費を支給することとなる。この場合、入校中の警察学校等の施設を、宿泊施設として利用したもののみなすので、在勤官署からの日帰り旅行とはならない。

また、特別の事情により鉄道又は船舶による旅行に代えて、バス又はトラック等を借り上げて旅行しなければならない場合には、その借上料の実費額（目的地までに要した額に限る。）を、車賃として支給することができるが、この場合には、実費額を証明する書類が必要である。

第1号

「一級の旅費」とは、在勤地内旅行の旅費について定められた一級の旅費である。具体的には、一級の職務にある職員に定められた第18条の規定による日当と法第27条第2号に規定する宿泊料及び同条第3号の規定による鉄道賃等をいう。

第3号

在勤地外の部隊出動の場合における宿泊料については、原則、この規定による定額を支給するものとする。

第4号

1 宿泊料は、原則、第1号又は第3号の規定により定額を支給するが、第2号の在勤地外の旅行であって、適当な宿泊施設がない場合等、真にやむを得ない事情により第3号に規定する定額の範囲内で宿泊料の実費額が支弁できない場合、若しくは特別の事情により第1号又は第3号に規定する定額に満たない額を支給しなければならない場合には、現に宿泊に要した実費額の範囲内で旅行命令権者が必要と認めた額を支給するものとする。

2 本号を適用する場合は、公務上支障のない範囲内の複数の宿泊施設を比較し、最も安価な宿泊施設及び料金体系を選定すること。

3 警備訓練の場合は、真にやむを得ない事情があるとは認め難いため、原則として本号を適用することはできない。ただし、真にやむを得ない事情に該当すると判断する場合には、警察庁と協議の上、その額を決定すること。

4 旅費の支給に当たっては、宿泊に要した実費額を証明する書類が必要となる。

第2項

徹宵勤務をした場合の旅費についての規定である。部隊出動という用務、旅行形態の特殊性から第1項各号の場合と同様、部隊員の職務の級にかかわらず、一律、二級の職務にあるものとして第11条第3号に規定する旅費を計算するものである。

この計算を例示すると、法別表第1に規定する二級以下の職務にある者の宿泊料定額を基礎額とし、在勤地外旅行の場合には、当該基礎額の2分の1に相当する額が、また、在勤地内旅行の場合には、法第27条第2号の規定により、当該基礎額の2分の1に相当する額を、更に2分の1した額をそれぞれ支給するものとする。

第20条関係

1 「旅行が長期間にわたる」外国旅行としては、行政官在外研究員としての海外留学等のための旅行が挙げられる。

- 2 「やむを得ない事情がある」場合とは、旅行保険、医薬品、最低限の儀礼品、携行品、旅行雑費の対象とならない任意の予防注射等に要する経費を支給しなければ実費を弁償することができず、旅行者に負担を強いることになる場合等が考えられ、当該「やむを得ない事情」の有無については旅行命令権者が個別具体的に判断するものとする。
- 3 「法第39条によって計算した額の範囲内で旅行命令権者が必要と認めた額」とは、次の額をいう。
 - (1) 運用方針第46条関係第1項第8号に該当する場合は、同号に定める額とする。
 - (2) (1)以外の旅行の場合は、法第39条によって計算した額の範囲内で準備等のために要した費用の実費額とする。ただし、旅行期間15日未満の場合は運用方針第46条関係第1項第7号によって計算した額の範囲内の実費額とする。
なお、この場合は、原則として当該費用の実費額を証明する書類が必要となる。

第21条関係

第10条第1項から第3項まで、第10条の2並びに第18条第1項第1号及び第2項の規定により旅費を計算する場合において、「相当する額」に端数金額が生じたときには、1円未満の端数金額を切り捨てることとなる。

年 月 日

警 察 庁 長 官 殿

部局長
官 職

再委任
旅行命令権者の 報告書
解 任

再委任
下記のとおり旅行命令権者を したので報告します。
解 任

記

官 職	委任年月日	解任年月日	理 由